

## ◆市民会館 施設使用料◆ (令和元年10月1日～)

施設等		使用料 (単位 円)			
		午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後4時30分)	夜間 (午後5時30分～午後9時30分)	全日 (午前9時～午後9時30分)
ホール (大)	平日	20,950	41,900	52,380	104,760
	祝日等	31,420	52,380	62,850	125,710
ホール (中)	平日	8,380	14,660	19,900	40,850
	祝日等	10,470	18,850	26,180	53,420
楽屋1		520	520	520	1,360
楽屋2		520	520	520	1,360
楽屋3		520	520	520	1,360
リハーサル室		830	1,250	1,670	3,350
第1会議室		2,610	3,140	4,180	8,380
第2会議室		1,040	1,570	2,090	4,180
第3会議室		1,040	1,570	2,090	4,180
第4会議室		520	730	940	1,780
第5会議室		520	730	940	1,780
和室		1,040	1,570	2,090	4,180

### 備考

- 1 祝日等とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日をいい、平日とは、祝日等以外の日をいう。
- 2 市外居住者が利用する場合は、この表の使用料に0.5を乗じて得た額を加算する。
- 3 営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合は、この表の使用料に1を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホールを練習又は準備のみに利用する場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間を超過した場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を加算する。
- 6 この表により算出して得た使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。